

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和2年2月修正）		修 正 案		改正理由
	第1編 総則		第1編 総則		
182	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
182	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
184	1 町		1 町		南海トラフ地震に関連する情報等の運用開始に伴う修正
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	東浦町	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (略) (18) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	東浦町	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> 等を含む。）を行う。 (略) (18) 東海地震注意情報又は <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）</u> が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	
	3 県		3 県		
	機関名	内 容	機関名	内 容	
	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等</u> を含む。）を行う。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)		修 正 案		改正理由
		(23) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の <u>建設</u> を行う。 (略) (25) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。		(23) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の <u>設置</u> を行う。 (略) (25) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	
	愛知県警察	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略)	愛知県警察	(略) (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、 <u>南海トラフ地震に関連する情報等を含む。</u>)の伝達を行う。 (略)	
185	4 指定公共機関及び指定地方公共機関		4 指定公共機関及び指定地方公共機関		
186	機関名	内 容	機関名	内 容	南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う修正
	中部電力株式会社	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) (追加)	中部電力株式会社 (※1)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、 <u>並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合</u> 又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略) (※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)	中部電力(株)の分社に伴う修正
	日本赤十字社	(1) <u>東海地震注意情報の発表に伴い</u> 、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (追加) (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略)	日本赤十字社	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い</u> 、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略)	南海トラフ地震に関する情報の運用開始に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(4) (略) (5) (略)	(5) (略) (6) (略)	
188	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
189	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
189	3 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、<u>平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u> 4 自主防災組織の活動 (略) (4) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織が<u>防災に関するNPO、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体</u>など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 (略) 6 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	3 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、<u>平常時から自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u> 4 自主防災組織の活動 (略) (4) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織が<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>、消防団、学校、企業など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 (略) 6 防災ボランティア団体等との連携 行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。 そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	表記の整理 表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(1) 災害ボランティアセンターの設置 ア (略) イ (略) ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、<u>防災ボランティア団体等</u>との意見交換に努める。 エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及び<u>ボランティア関係団体</u>とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。 (2) コーディネーターの確保 町は、<u>防災ボランティア団体</u>と連絡を密にし、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するフォローアップ研修に参加させるなど、コーディネート知識及び技術の向上を図るものとする。	(1) 災害ボランティアセンターの設置 ア (略) イ (略) ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との意見交換に努める。 エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及び<u>NPO・ボランティア団体</u>とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。 (2) コーディネーターの確保 町は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と連絡を密にし、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するフォローアップ研修に参加させるなど、コーディネート知識及び技術の向上を図るものとする。	
191	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
192	3 町及び商工団体等における措置 町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 ア 普及啓発活動 町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。	3 町及び商工団体等における措置 町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) 事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定促進 ア 普及啓発活動 町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	イ 情報提供 企業が事業継続計画(BCP)を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。 (2) 相談体制の整備 町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。	<u>化支援計画の策定に努めるものとする。</u> イ 情報提供 企業が事業継続計画(BCP)等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。 (2) 相談体制等の整備 町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。<u>また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u>	
193	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
193	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
	1 建築物の耐震推進 (略) (3) 耐震改修促進計画 ウ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。	1 建築物の耐震推進 (略) (3) 耐震改修促進計画 ウ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の<u>特定</u>既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。	表記の整理
197	第4節 ライフライン関係施設等の整備	第4節 ライフライン関係施設等の整備	
	1 施設管理者における措置 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 <u>(追加)</u>	1 施設管理者における措置 <u>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</u> 電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 <u>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</u> 町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒	令和元年房総半島台風(台風15号)による教訓を踏まえた修正 防災基本計画の修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
199	4 上水道 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に津波危険地域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、施設の耐震性の強化に努めるものとする。 (略) 7 農地及び農業用施設 農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。 また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池(防災重点ため池)</u>について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、<u>県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。</u> 4 上水道 水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、施設の耐震性の強化に努めるものとする。 (略) 7 農地及び農業用施設 農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。 また、<u>防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)</u>について、<u>耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</u>	(R2.5.29) を踏まえた 修正等 表記の整理
206	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	
206	第3節 宅地造成の規制誘導	第3節 宅地造成の規制誘導	
207	4 宅地危険箇所の耐震化 町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化	4 宅地危険箇所の耐震化 町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマッ	防災基本計画の修正を

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	を実施するよう努めるものとする。	プを作成・公表するとともに、宅地の <u>安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	踏まえた修正
209	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
209	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
	(略) 4 応急活動のためのマニュアルの作成等 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 5 人材の育成等 町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 <u>このほか、町及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u>	(略) 4 応急活動のためのマニュアルの作成等 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>また、町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。</u> 5 人材の育成等 <u>(1) 町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</u> <u>(2) 町及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u> <u>(3) 町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u>	
210	6 防災中枢機能の充実 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネ	6 防災中枢機能の充実 <u>(1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エ</u>	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	ルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。 なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。 (追加) 7 浸水対策用資機材の整備強化 8 地震計等観測機器の維持・管理 9 緊急地震速報の伝達体制整備 10 防災用拠点施設の屋上番号標示	エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、<u>LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の</u>発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 (2) 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。 (3) 町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。 7 防災関係機関相互の連携 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 8 浸水対策用資機材の整備強化 9 地震計等観測機器の維持・管理 10 緊急地震速報の伝達体制整備 11 防災用拠点施設の屋上番号標示	
211	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	
	1 情報の収集・連絡体制 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。	1 情報の収集・連絡体制 町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略) <u>(追加)</u>	2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、<u>大規模停電時も含め</u>災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略) 3 被災者等への情報伝達 <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u>	
213	第8節 物資の備蓄、調達供給体制の確保 1 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (略) 3 町及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料そ	第8節 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 1 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。 また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。 (略) 3 町及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	その他の物資を調達、輸送できるよう、<u>関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。</u>	その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、<u>災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。	
213	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策 1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 2 広域連携、民間連携の促進 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。	第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策 1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。 2 広域連携、民間連携の促進 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。 <u>なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u>	防災基本計画の修正及び愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正
215	第7章 避難行動の促進対策	第7章 避難行動の促進対策	
215	第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手	第1節 津波警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備 <u>1 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）IP</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	段の多重化、多様化を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	<u>通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</u> また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。 <u>2 町は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u>	正
217	第4節 避難誘導等に係る計画の策定 (略) 2 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口	第4節 避難誘導等に係る計画の策定 (略) 2 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 <u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正
220	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 基本方針 ○ あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。 ○ 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。 ○ 町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 基本方針 ○ あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。 ○ 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。 ○ 町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、	防災基本計画の修正 (R2.5.29))を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。 ○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 <u>(追加)</u> ○ 町及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。 ○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。 ○ <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> ○ 町及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
220	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
220	2 避難所の指定 (略) (追加)	2 <u>指定</u> 避難所の指定 (略) (2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、 <u>耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、 <u>施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u>	対策の追加
221	3 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。 (略) (略) 5 避難所の運営体制の整備 (略) (追加)	3 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、 <u>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> <u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u> <u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平當時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。</u> (略) (略) 5 避難所の運営体制の整備 (略) (4) 町は、 <u>避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u>	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	(5) 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 (6) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u>	
221	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
222	1 社会福祉施設等における対策 (略) <u>(追加)</u> (略) 4 外国人等に対する対策 (略) (6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや愛知県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。	1 社会福祉施設等における対策 (略) <u>(6) 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> (略) 4 外国人等に対する対策 (略) (6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正 表記の整理
228	第10章 津波予防対策	第10章 津波予防対策	
228	第1節 津波対策に係る地域の指定等	第1節 津波対策に係る地域の指定等	
	(略) 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定 県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。(平成26年11月26日公表) また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、「津波災害危険区	(略) 2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定 県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。(平成26年11月26日公表) また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、「津波災害危険区	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	域」を指定し、基準水位の公示を行う。 <u>(令和元年5月30日事前公表済)</u>	域」を指定し、基準水位の公示を行う。 <u>(令和元年7月30日指定)</u>	
228	第2節 津波防災体制の充実	第2節 津波防災体制の充実	
	1 津波防災体制の充実 (略) (5) 町は、 <u>津波危険地域</u> 及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や <u>津波危険地域</u> の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めるものとする。	1 津波防災体制の充実 (略) (5) 町は、 <u>津波危険地域・津波災害警戒区域</u> 及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や <u>津波危険地域・津波災害警戒区域</u> の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めるものとする。	津波災害警戒区域の指定に伴う修正
229	(略) オ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。	(略) オ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。 <u>また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。</u>	愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正
229	(略) 3 津波災害警戒区域の指定 (1) (略) イ 津波災害警戒区域内に地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下「避難促進施設」という。)がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法	(略) 3 津波災害警戒区域の指定 (1) (略) イ 津波災害警戒区域内に <u>ある</u> 社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で <u>町地域防災計画に定める施設</u> (以下「避難促進施設」という。)がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法	津波災害警戒区域の指定に伴う修正
230	第3節 津波防災知識の普及	第3節 津波防災知識の普及	
	町は、住民に対して、津波警報・避難指示(緊急)等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。	町は、住民に対して、津波警報・避難指示(緊急)等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。	津波災害警戒区域の指

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
230	また、地域の実情に応じて町外からの観光客等を含めた津波危険地域¹の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。 1 避難行動に関する知識 (1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略)	また、地域の実情に応じて町外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域²の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。 1 避難行動に関する知識 (1) (略) (2) (略) (3) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。 (4) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。 (5) (略) (6) (略) (7) (略)	定に伴う修正 他計画等との整合性を図るため修正
232	第11章 広域応援体制の整備	第11章 広域応援体制の整備	
232	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援体制の整備	
	(略) 2 応援協定の締結等 (1) 相互応援協定 (略) <u>(追加)</u> (2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	(略) 2 応援協定の締結等 (1) 相互応援協定の締結 (略) (2) 技術職員の確保 町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 (3) 民間団体等との協定の締結等 町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
233	また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意すること (3) (略) 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。 <u>(追加)</u> <u>(2) 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> (略)	また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること</u> (4) (略) 3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。 <u>(2) 受援体制の整備</u> <u>町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</u> <u>また、町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> <u>(3) 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> (略)	
233	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえ

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	に、関係機関との情報の共有に努めるものとする。 (略)	に、関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</u> <u>この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> (略)	た修正
234	第12章 防災訓練及び防災意識の向上 基本方針 (略) ○ 防災訓練の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保にも十分配慮するよう努める。 (略)	第12章 防災訓練及び防災意識の向上 基本方針 (略) ○ 防災訓練、<u>教育等</u>の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保にも十分配慮するよう努める。<u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</u> (略)	
236	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。 (1) 地震に関する基礎知識 (2) <u>南海トラフ地震の予知に関する知識</u> (3) <u>南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u> (4) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (5) <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u>	第2節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 町は、地震発生時及び警戒宣言発令時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。 (1) 地震に関する基礎知識 (2) <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> (3) <u>予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識</u> (4) <u>警報等や避難勧告等の意味と内容</u> (5) <u>正確な情報の入手</u>	対策の追加及び表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
237	(6) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識 (7) 津波危険予想地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識 (8) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (9) 正確な情報入手の方法 (10) 町、県及び防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 (11) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 (12) 警報等や避難勧告等の意味と内容 (13) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 (14) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動 (15) 避難生活に関する知識 (16) 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 (17) 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと) (18) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 (追加)	(6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 (7) 津波危険予想地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識 (8) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識 (9) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 (10) 様々な条件下(建物内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動 (11) 避難生活に関する知識 (12) 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと) (13) 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 (14) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 (15) 東海地震の予知に関する知識 (16) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (17) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容 (18) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (19) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容 (20) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識	
238			防災基本計画の修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	(19) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備 (略) 4 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るものとする。 (1) 町は、警戒宣言発令時には避難生活に必須の食糧、飲料水、その他の生活必需品等の物資を原則として避難者に支給しないこと。 (2) 地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。	(21) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備 (略) 4 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るものとする。 (1) 町は、警戒宣言発令時には避難生活に必須の食糧、飲料水、その他の生活必需品等の物資を原則として避難者に支給しないこと。 (2) 地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	(R2.5.29) を踏まえた修正
241	第14章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 (追加)	第14章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 (追加の記載内容は別紙のとおり)	対策の追加
242	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
242	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
	基本方針 (略) (追加)	基本方針 (略) ○ 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、 県又は救助実施市(令和元年12月2日名古屋市指定)が救助の主体となり災害救助を実施する。 (略)	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
250	第3節 非常配備	第3節 非常配備	
	町長は、町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の防災対策の推進を図るため、本節「2 非常配備の基準」に応じて、あらかじめ町職員の非常配備体制を定め、迅速な初動態勢の確保に努めるものとする。 1 非常配備の区分	町長は、町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の防災対策の推進を図るため、本節「2 非常配備の基準」に応じて、あらかじめ町職員の非常配備体制を定め、迅速な初動態勢の確保に努めるものとする。 1 非常配備の区分	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	非常配備は、次の三段階に区分する。 (1) 第一非常配備 災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様、又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したときなどに、必要最小限の非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 (2) 第二非常配備 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 必要に応じ災害対策本部を設置し、災害対策が円滑に遅滞なく行える態勢とする。 (3) 第三非常配備 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに町職員全員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す体制をとる。 2 非常配備の基準 (1) 非常配備時期及び非常配備員 各段階における非常配備時期及び非常配備員は、非常配備基準のとおりとする。 [非常配備の基準]	非常配備は、次の三段階に区分する。 (1) 第1非常配備 災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様、又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときなどに、必要最小限の非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 (2) 第2非常配備 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 必要に応じ災害対策本部を設置し、災害対策が円滑に遅滞なく行える態勢とする。 (3) 第3非常配備 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに町職員全員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す体制をとる。 2 非常配備の基準 (1) 非常配備時期及び非常配備員 各段階における非常配備時期及び非常配備員は、次の非常配備基準のとおりとする。 [非常配備の基準]	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)			修 正 案			改正理由
	区分	指 令 又 は 解 除 の 時 期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)	区分	指 令 又 は 解 除 の 時 期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)	
	(追加)	(追加)	(追加)	警戒配備	<u><指令の時期></u> <u>1 次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 高潮注意報</u> <u>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</u> <u>3 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき</u> <u><解除の時期></u> <u>1 災害が発生するおそれなくなったとき。</u> <u>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</u>	防災交通課職員	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)			修 正 案			改正理由
	第 一 非 常 配 備	<指令の時期> 1 災害が発生するおそれのある場合で次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。 3 「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されたとき。 4 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき。 5 その他災害が発生するおそれのある場合(災害対策本部の設置に至らない場合)又は小規模の災害が発生したとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	・勤務時間外にあつてはあらかじめ町長の指名する職員及び防災交通課職員	第 1 非 常 配 備	<指令の時期> 1 災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3 町内河川の水位表示板で、堤防高から-1.10m(須賀川にあつては、-1.22m)を越えたとき。 4 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されとき。 5 その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。 6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	あらかじめ町長が指名する職員及び防災交通課職員	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

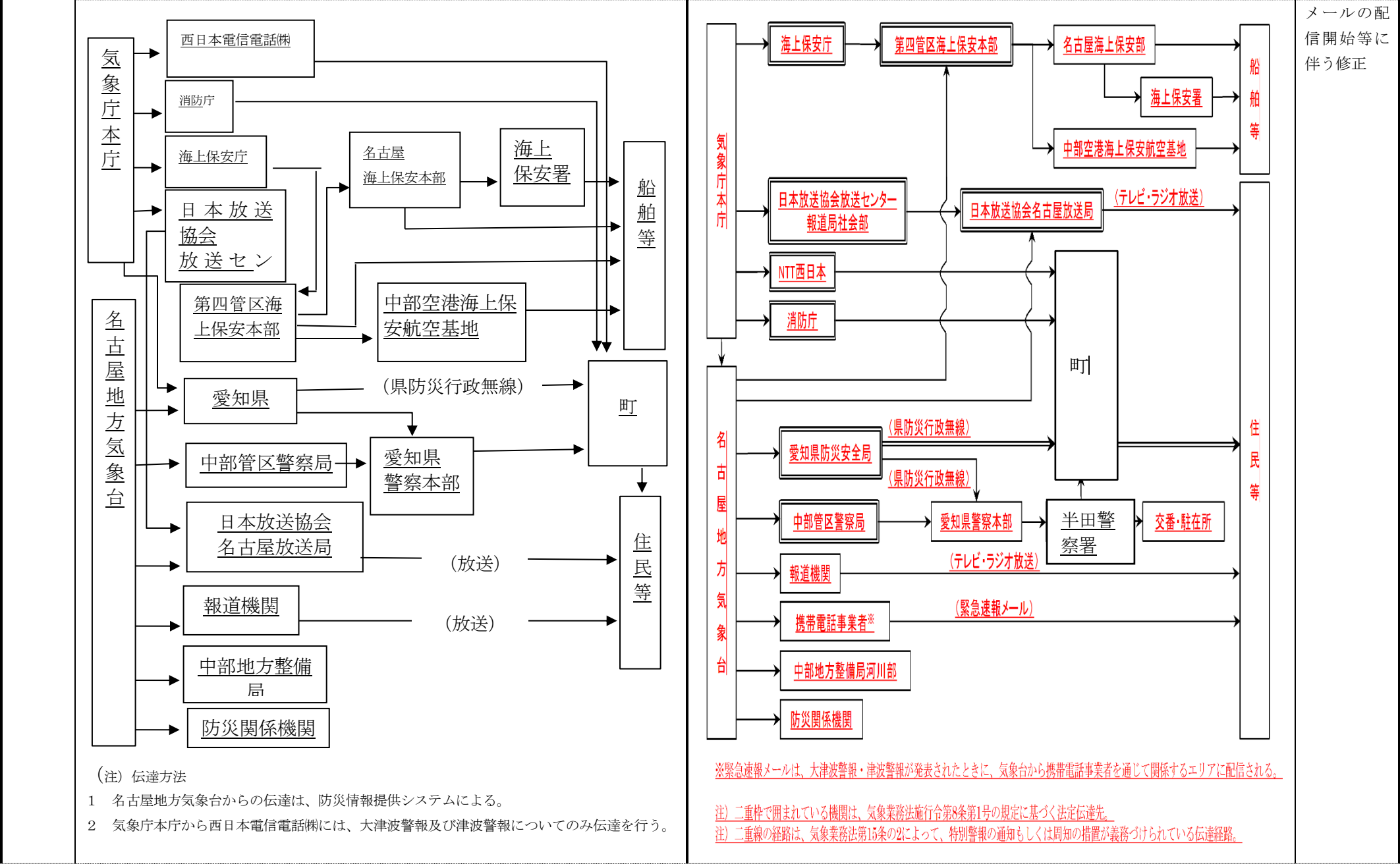
ページ	現行（令和2年2月修正）		修 正 案		改正理由		
	第 二 非 常 配 備	＜指令の時期＞ 1 相当規模の災害の発生するおそれのある場合 で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 （1）大雨警報 （2）暴風警報 （3）洪水警報 （4）高潮警報 （5）暴風雪警報 2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が 発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報 が発表されたとき。 4 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあ るとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 ＜解除の時期＞ 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が 生じなかったとき、又は被害の程度が軽微である とき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	・ あ ら か じ め 町 長 の 指 名 す る 職 員 （ 第 1 非 常 配 備 員 を 含 む。 ） 及 び 発 生 の お そ れ の あ る 災 害 に 応 じ て 町 長 の 指 名 す る 課 等 の 職 員	第 2 非 常 配 備	＜指令の時期＞ 1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生す るおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が 発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警 報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予 想されるとき。 4 災害により、住民を避難させる必要が生じたと き、及び自主避難者の存在を確認したとき。 5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあ るとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表され たとき。 7 町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m （須賀川にあつては、－0.72m）を越えたとき。 ＜解除の時期＞ 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が 生じなかったとき、又は被害の程度が軽微である とき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	あ ら か じ め 町 長 の 指 名 す る 職 員 （ 第 1 非 常 配 備 員 を 含 む。 ） 及 び 発 生 の お そ れ の あ る 災 害 に 応 じ て 町 長 の 指 名 す る 課 等 の 職 員	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現 行（令和2年2月修正）		修 正 案		改正理由		
	第 三 非 常 配 備	＜指令の時期＞ 1 大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2 大規模な災害が発生したとき。 3 東海地震注意情報が発表されたとき。 4 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。 5 町又は町の周辺地域において震度5強以上の地震が発生したとき。 6 特別警報が発表されたとき。 ＜解除の時期＞ 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。	職 員 全 員 （ 災 害 対 策 本 部 設 置 ）	第3 非 常 配 備	＜指令の時期＞ 1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 4 町又は町の周辺地域において震度5強以上の地震が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 ＜解除の時期＞ 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。	職員全員 （ 災 害 対 策 本 部 設 置 ）	
254	第2章 避難行動		第2章 避難行動				
254	第2節 津波警報等の伝達		第2節 津波警報等の伝達				
256	4 緊急地震速報の伝達体制整備 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする [津波警報等、地震情報等の伝達系統]		4 緊急地震速報の伝達体制整備 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする [津波警報等、地震情報等の伝達系統]				

緊 急 速 報

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表



東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
260	第4節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 町職員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。誘導に当たっては、できるだけ集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う <u>ものとし、避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u> また、町は、 <u>地震災害一次避難場所等</u> に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、 <u>地震防災二次避難所</u> を開設し、避難行動要支援者等に配慮して収容保護するものとする。	第4節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 <u>(1) 町職員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</u> <u>(2) 誘導に当たっては、できるだけ集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u> <u>(3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u> また、町は、 <u>指定緊急避難場所等</u> に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、 <u>指定避難所</u> を開設し、避難行動要支援者等に配慮して収容保護するものとする。 <u>(4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u>	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正
262	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
275	第4節 広報	第4節 広報	
	1 広報活動 (略) (1) 災害広報 町は、アの手段を有効に組み合わせて、イの事項について住民への災害広報を実施する。 (略)	1 広報活動 (略) (1) 災害広報 町は、アの手段を有効に組み合わせて、イの事項について住民への災害広報を実施する。 <u>特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</u> (略)	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正
277	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
282	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
283	2 ボランティアの受入れ (略) (2) (略) (略)	2 ボランティアの受入れ (略) (2) (略) (略)	表記の整理

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。 エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。 オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。 (3) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。 3 <u>ボランティア団体等との連携</u> 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u> 4 協力が予想される<u>ボランティア団体等</u> (略)	ウ 協力団体や<u>その他NPO・ボランティア関係団体等</u>と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。 エ <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。 オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。 (3) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。 3 <u>NPO・ボランティア団体等との連携</u> 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u> 4 協力が予想される<u>NPO・ボランティア関係団体等</u> (略)	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
284	第5節 防災活動拠点の確保 (略) 3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料18「防災活動拠点」表1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。 なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料18「防災活動拠点」表2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。	第5節 防災活動拠点の確保 (略) 3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料18「防災活動拠点」表1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。 なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料18「防災活動拠点」表2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。 <u>物資の輸送拠点について、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の</u>	防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
		<u>確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>	
292	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、 <u>周産期リエゾン、透析リエゾン</u> 、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 ○ <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</u>	リエゾン委嘱に伴う修正及び表記の整理
292	第1節 医療・助産（医療救護）	第1節 医療・助産（医療救護）	
	災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、被災状況を把握し、必要があると認めるときは、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、日赤、災害拠点病院等関係機関の協力を得て、町域を越えた協力体制を確立する。 また、町は、県が設置する2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う <u>地域災害医療対策会議</u> に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。 なお、災害により医療、助産機能が低下し、医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療、助産に関する処置を必要とするので、その方法を定めるものとする。	災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、被災状況を把握し、必要があると認めるときは、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、日赤、災害拠点病院等関係機関の協力を得て、町域を越えた協力体制を確立する。 また、町は、県が設置する2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う <u>保健医療調整会議</u> に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。 なお、災害により医療、助産機能が低下し、医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療、助産に関する処置を必要とするので、その方法を定めるものとする。	表記の整理
	2 救急搬送の実施 (1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合消防本部及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。 (2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合は、ドクター	2 救急搬送の実施 (1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合消防本部及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。 (2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合は、ドク	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
293	ヘリ等を活用する。 (追加) (略) 4 医薬品その他衛生材料の確保 (1) 町は、知多郡医師会東浦医師団・半田歯科医師会等との協定に基づいて医療救護活動に必要な医師用の救急薬品セットを備え、また避難所に多人数用救急セットを配備する。また、災害の状況により医薬品等が不足する場合は、知多薬剤師会及び知多郡医師会東浦医師団との協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づいて協定事業者及び最寄りの医院、販売業者等から調達するものとし、さらに不足する場合は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。 (2) <u>地域災害医療対策会議</u>は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町からの医薬品の調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。 (略) 6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	ターヘリ等を活用する。 (3) 町は、<u>地域医療搬送</u>(被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。)であつて、<u>広域医療搬送以外のものをいう。)</u>の実施のため、<u>航空搬送拠点臨時医療施設</u>(ステージングケアユニット:SCU)の設置に協力をする。 (略) 4 医薬品その他衛生材料の確保 (1) 町は、知多郡医師会東浦医師団・半田歯科医師会等との協定に基づいて医療救護活動に必要な医師用の救急薬品セットを備え、また避難所に多人数用救急セットを配備する。また、災害の状況により医薬品等が不足する場合は、知多薬剤師会及び知多郡医師会東浦医師団との協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づいて協定事業者及び最寄りの医院、販売業者等から調達するものとし、さらに不足する場合は2次医療圏等の<u>区域</u>ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。 (2) <u>保健医療調整会議</u>は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町からの医薬品の調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。 (略) 6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市</u>が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。</u>また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整備及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
297	第8章 交通の確保・緊急輸送対策 基本方針 (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート ¹ の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急車両の通行ルートを確保する。 (略)	第8章 交通の確保・緊急輸送対策 基本方針 (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート ¹ の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。 (略)	表記の整理
300	第2節 道路施設対策 2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略) (2) 町管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。 なお、町管理の緊急輸送道路指定路線については、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を管理し、応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。 (3) 津波被害発生時には、くしの歯ルート ¹ の道路啓開を他の道路に優先する。 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) <u>(追加)</u>	第2節 道路施設対策 2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略) (2) 町管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。 なお、町管理の緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路(代替路及び補完路を含む。) ² については、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を管理し、応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。 (3) 津波被害発生時には、くしの歯ルート ¹ の道路啓開を他の道路に優先する。 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) <u>重要物流道路(代替・補完路を含む。)</u> において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。	表記の整理
304	第9章 浸水・津波対策 第2節 津波対策	第9章 浸水・津波対策 第2節 津波対策	
305	2 避難指示(緊急)等の発令、海岸線の監視、巡回等 (略) (3) 町は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視及び巡回を行い、釣人等への避難の指示、要配慮者対策に備え	2 避難指示(緊急)等の発令、海岸線の監視、巡回等 (略) (3) 町は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視及び巡回を行い、釣人等への避難の指示、	津波災害警戒区域の指定に伴う修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	た自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。	要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。	
307	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
307	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
	1 避難所の開設 町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開放しないものとする。</u> (略) 4 避難所の運営 (略) (2) 避難者の把握 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。 (略) (11) ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。	1 避難所の開設 町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> (略) 4 避難所の運営 (略) (2) 避難者の把握 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。 <u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u> (略) (11) ペットの取扱 <u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、</u>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。<u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携</u>	対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正 防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	(略) (追加)	に努めるものとする。 (略) (13) 感染症対策 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
309	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
	(略) (追加)	(略) 9 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村(救助実施市を除く。)が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成・派遣については、県が実施する。 また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
320	第14章 ライフライン施設の応急対策	第14章 ライフライン施設の応急対策	
323	(追加)	第6節 ライフライン施設の応急復旧	
	(追加)	町及び県、ライフライン事業者等における措置 1 現地作業調整会議の開催 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。 2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開	

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
		合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、 <u>ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</u>	
324	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
327	第6節 住宅の応急修理	第6節 住宅の応急修理	
	1 県における措置 (1) <u>修理の対象住家</u> <u>住家が半壊し又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u> (略) (6) <u>給付対象者の範囲</u> <u>半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u> <u>(7) (略)</u>	1 県における措置 (1) <u>応急修理を受ける者の範囲</u> ア <u>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> イ <u>大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> (略) (削除) <u>(6) (略)</u>	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正 内閣府告示に合わせた修正
335	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
339	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
	3 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 特に、がれきの処理については、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 イ (略)	3 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 特に、がれきの処理については、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 イ (略)	防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(地震・津波災害対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修 正 案	改正理由
	ウ (略) エ (略) <u>(追加)</u> (略)	ウ (略) エ (略) <u>オ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> (略)	
343	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
343	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
	1 罹災証明書の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 (略)	1 罹災証明書の交付 <u>(1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>(2) 町は、調査体制の強化を図るため、県を通じて、協定締結団体に対し、住家の被害程度の調査への応援協力を要請することができる。</u> (略)	防災計画の修正を踏まえた修正